

森林・林業再生プラン下での市町村森林整備計画策定の実態 －北海道の市町村を事例として－

森林・緑地管理学講座 森林政策学分野
浜本 拓也

(背景と目的) 2009年に政府が策定した「森林・林業再生プラン」に基づく森林計画制度の見直しの中で、これまで形骸化してきたとされる市町村森林整備計画のあり方を大きく転換し、これを地域の森林のマスタープランと位置付けるという目標が示された。こうした制度変更により森林計画制度における市町村の役割が重要度を増しているが、一方で市町村の林務体制は脆弱であることが従来から指摘されており、「マスタープラン化」の実現可能性に対して林業関係者・研究者の多くは懐疑的である。日本の森林が資源利用期を迎え、かつ低炭素型社会の実現への期待が高まっている中、これからの森林計画制度の中心的役割を担うことになる市町村森林整備計画について、その策定のあり方やそれに関わる制度等をどのように改善していくべきかを検討する必要がある。しかしそうした検討を行うには、現状では市町村の計画策定に関する基礎的情報が不足している。そのため本研究では、変更された制度の下で市町村がどのように計画策定を行っているのか、その実態を把握することを目的とした。

(方法) 北海道内の全179市町村の内、46市町村において、2012年度からの新制度の下での市町村森林整備計画策定を担当した職員等を対象とする聞き取り調査を実施した。併せて道職員への聞き取り調査、及び計画策定に関わる関係者向け会議での傍聴・資料収集を行った。

(結果) 多くの市町村は2～3名の一般事務職員で林務行政に対応しており、計画策定にあたっては道職員や森林組合との連携・協力が不可欠であった。制度変更に対する認識として市町村側からは、計画の内容や基本的性質には今回も大きな変化はなかったとする声が多く聞かれた。その要因として、①大幅な変化の必要があるとは考えていないこと、②補助制度等の整合性による制約、③市町村の人員体制や専門的知識による限界、等が挙げられた。制度変更にあたっては、③に対して専門的知識を有する都道府県職員が支援を行うことで、市町村は「マスタープラン化」に対応可能とされてきたが、そうしたサポートは制度上最低限の計画内容を保障するに留まり、①や②のような、より根本的な問題に対応するものではなかった。

(考察) 市町村森林整備計画の形骸化は、市町村の人員体制が最大の要因とされてきた。しかし今回の調査からは、市町村側は計画をあくまで補助制度の基準として認識しており、従来の計画に問題を感じてはいなかったとしているなど、政策立案側と市町村側との間の認識の乖離が見出された。こうした認識の乖離が、計画のあり方の転換を妨げている大きな要因であると考えられる。